

平成 30 年度 色彩選別機整備事業費補助金交付要綱

(目的)

第 1 条 知事は、県産米の 1 等米比率の向上を図るため、平成 30 年度色彩選別機整備事業実施要領（平成 30 年 5 月 28 日付け県産米第 61 号。以下「要領」という。）に定める事業実施主体が要領に基づき事業を実施するために要する経費に対して、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和 35 年 8 月県規則第 59 号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象経費及び補助金の額)

第 2 条 補助金の交付の対象となる経費は、要領第 2 に掲げる経費であって、要領第 5 の 2 の規定により知事の承認を受けた事業実施計画に基づくものに要する経費とし、補助金の額は要領第 2 に定める額とする。

(補助金交付申請書)

第 3 条 規則第 5 条の規定による補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1) 事業実施計画書（別記様式第 1 号）

(2) 事業収支予算書（別記様式第 2 号）

2 事業実施主体は、前項の申請書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）を減額して申請するものとする。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金交付条件)

第 4 条 規則第 7 条第 1 項第 1 号に定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

(1) 事業費の 20%以内の増減

(2) 色彩選別機の機種及び整備場所の変更以外の事業内容の変更

2 規則第 7 条第 1 項第 1 号の規定により補助事業の変更について知事の承認を受けようとする場合は、計画変更承認申請書（別記様式第 3 号）を提出しなければならない。

3 規則第 7 条第 1 項第 1 号の規定により補助事業の中止又は廃止について知事の承認を受けようとするときは、その理由を記載した事業中止（廃止）承認申請書（別記様式第 4 号）を提出しなければならない。

4 規則第 7 条第 1 項第 2 号の規定により知事の指示を受けようとするときは、事業遂行状況報告書（別記様式第 5 号）を提出しなければならない。

5 事業実施主体は、この補助金にかかる補助の交付と重複して、他の国、県又は市町村の補助を受けてはならない。

(状況報告書)

第5条 規則第12条の規定による状況報告書(別記様式第6号)は、知事が別に定める日まで提出しなければならない。ただし、当該期日までに補助事業が完了したものについては、補助事業実績報告書の提出をもって代えるものとする。

2 知事は、前項の補助事業状況報告書の提出があった場合は、必要に応じて各事業実施主体の現地確認を行うものとする。

(実績報告書)

第6条 規則第14条の規定による実績報告書の提出期限は、補助事業完了の日から起算して30日を経過する日又は知事が別に定める日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1) 事業実施実績書(別記様式第1号)

(2) 事業収支精算書(別記様式第2号)

(3) 事業実施に伴う証拠書類(契約書、帳簿、通帳、領収書等)の写し及び事業実施状況写真

2 前項の実績報告書を提出するにあたり、第3条第2項ただし書きに該当した補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告するものとする。

(支払い)

第7条 補助金は、交付すべき補助金の額が確定した後に支払うものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第8条 第3条第2項ただし書により交付の申請をした事業実施主体は、第6条第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入れ控除税額が確定した場合には、その金額(実績報告の規定により減額した事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を仕入れに係る消費税等相当額報告書(別記様式第7号)により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還するものとする。

(財産処分の制限)

第9条 本事業により取得した機械は、規則第22条第2号及び第3号に規定する知事が指定する財産とする。

2 規則第22条ただし書の規定により知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数を経過するまでの期間とする。

3 規則第22条の規定により知事の承認を受けようとするときは、財産処分承認申請書(別記様式第8号)に理由書を添えて知事に提出しなければならない。

4 知事は、前項の承認をする場合、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができるものとする。

(帳簿の備付け等)

第10条 規則第21条に規定する帳簿及び証拠書類は、事業終了年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。ただし、本事業により取得した財産で前条第2項に規定する処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳(別記様式第9号)及びその他関係書類を保管しなければならない。

(書類の提出)

第11条 この補助金に関して、事業実施主体が提出する書類は山形県農林水産部県産米ブランド推進課に提出しなければならない。

(財産の管理)

第12条 本事業により整備した機械には、事業名、事業実施主体名等を表示するものとする。

附 則 この要綱は、平成30年5月28日から施行する。

附 則 この要綱は、平成30年12月17日から施行する。

事業実施計画（実績）書

- 1 事業目的
- 2 検査体制（利用方法）
- 3 事業内容

事業実施 主体名	設置場所 （施設名、 所在地）	事業内容 （水稲作付面積・1等米比率も記載）	機種	事業量	総事業費	事業費 （補助対象経費）	負担区分		備 考
							県補助金	その他	
					円	円	円	円	

注）事業内容欄に現状の水稲作付面積及び1等米比率（平成27年～平成29年の3か年平均値）、目標とする1等米比率も記載する。

- 2 事業完了（予定）年月日
- 3 添付書類
(1) 事業費精算額に係る領収証書の写し等の挙証資料（実績報告時）

事業収支予算（精算）書

1 収入の部

(単位：円)

区 分	予算額	精算額	比較増減	備考
県補助金				
そ の 他				
合 計				

2 支出の部

(単位：円)

区 分	予算額	精算額	比較増減	備考
合 計				

注1) 収支予算の場合は、精算額及び比較増減の欄は空欄とすること。

注2) 収支精算書の提出の際は、各事業費の根拠となる支払経費毎の内訳を記載した資料及び支払の状況を確認できる請求・領収書の写し等を添付すること。

山形県知事

殿

申 請 者

印

平成30年度色彩選別機整備事業費補助金計画変更承認申請書

平成30年 月 日付け県産米第 号により補助金の交付決定のあった標記補助事業について、下記のとおり計画変更したいので、平成30年度色彩選別機整備事業費補助金交付要綱第4条第2項の規定により申請する。

記

- 1 変更理由
- 2 内容

添付書類

- (1) 事業計画書 (別記様式第1号)
- (2) 収支予算書 (別記様式第2号)

(注) 添付書類は、別記様式第1号及び第2号に準じて作成し、補助金の交付決定通知がなされた事業の内容及び経費の配分と、変更しようとする事業の内容及び経費の配分とを比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

山形県知事 殿

申 請 者 印

平成30年度色彩選別機整備事業費補助金事業中止（廃止）承認申請書

平成30年 月 日付け県産米第 号により補助金交付決定があった標記補助事業について、下記の理由により中止（廃止）したいので、平成30年度色彩選別機整備事業費補助金交付要綱第4条第3項の規定により申請する。

記

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 中止の期間（廃止の時期）

山形県知事 殿

申 請 者 印

平成30年度色彩選別機整備事業費補助金事業遂行状況報告書

山形県補助金等の適正化に関する規則第7条第1項第2号の規定により、下記のとおり補助事業遂行状況報告書を提出する。

記

- 1 予定期間内に完了しない又は補助事業の遂行が困難となった理由
- 2 遂行状況

事業内容	計 画			出来高			(B)/(A) (%)	備 考
	事業量	事業費 (A)	県補助金	事業量	事業費 (B)	県補助金		

(添付書類) 出来高中の事業量及び事業費の経理状況等を証する契約書、領収書の写し及び現状が把握できる写真を添付すること。

山形県知事 殿

申 請 者 印

平成 30 年度色彩選別機整備事業費補助金状況報告書

平成 30 年 月 日付け県産米第 号により補助金交付決定があった標記補助事業について、山形県補助金等の適正化に関する規則第 12 条の規定により、その状況に係書類を添付して報告します。

事業実施主体	事業内容	事業量	交付決定額 県補助金	計 画		出 来 高		進捗度	残 高		備 考
				事業量	事業費 (A)	事業量	事業費 (B)	(B) /(A)	事業量	事業費	
			円		円		円	%		円	

番 号
年 月 日

山形県知事 殿

申 請 者 印

平成30年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

平成30年 月 日付け県産米第 号をもって額の確定の通知があった平成30年度色彩選別機整備事業について、平成30年度色彩選別機整備事業費補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | | |
|---|-----------------------------------|---|---|
| 1 | 山形県補助金等の適正化に関する規則第15条の補助金の額の確定額 | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額 | 金 | 円 |

(注) その他参考となる資料を添付すること。

山形県知事

殿

申 請 者

印

平成 30 年度色彩選別機整備事業費補助金財産処分承認申請書

平成 30 年度色彩選別機整備事業で取得した財産を下記のとおり処分したいので承認くださるよう申請します。

記

- 1 処分の対象となる財産
- 2 処分の内容（目的外使用、譲渡、交換、貸し付け、担保等）
- 3 処分の理由
- 4 財産取得時の状況

事業実施主体	事業内容	施行又は 設置場所	事業量	事業費	県補助金	備 考

- 5 処分の方法（処分の相手方、処分価格、処分予定期日、処分条件等を記載し、譲渡に当たっては相手方の利用方法、利用計画等を記載すること。）

財 産 管 理 台 帳

実施主体名 _____

事業実施年度		平成 年度				県補助金名	平成30年度色彩選別機整備事業費補助金						
事業の内容				工期		経費の配分			処分制限期間		処分の状況		摘要
事業種目	施行箇所 又は 設置場所	事業内容（工 種、施設区分、 構造、規格、能 力等）	事業量	着 工 年月日	竣 工 年月日	事業費	負担区分		耐用 年数	処分制 限年月 日	承 認 年月日	処分の 内 容	
							県補助金	その他					
合 計													

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 2 処分の内容欄には、目的外使用、譲渡、交換、貸し付け、担保等別に記入すること。
 3 摘要欄には、処分の相手方、処分価格等を記入すること。